

私たちに寄り添う 4つのボランティア

みなさんのご相談を待っています

地域の見守り役

民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱された非常勤・特別職の地方公務員です。地域住民を見守り、必要に応じた支援機関へのつなぎ役として、ボランティアで活動しています。地域のボランティア活動に理解のある方が、お住まいの自治(町)会から推薦されています。

私たちの活動をご存じですか

定期的な見守り活動

希望する一人暮らしの高齢者に対し、月1回程度の訪問を行い、地域の中に心配や不安を抱えた方がいないかなど、担当区域内の住民の生活状況や福祉需要の把握をします。



▲毎月の訪問でお互いに元気をもらっています

行政や支援機関へのつなぎ役

支援を必要とする方が適切なサービスを受けられるよう、行政や支援機関へつなぎます。

地区民生委員児童委員協議会

毎月1回、所属地区の協議会に出席し、行政や関係機関からの連絡や情報共有、意見交換などを行います。

自治(町)会などの地域活動

自治(町)会の行事や、地域住民同士の支え合いを推進する地域活動などに参加、協力します。



活動の様子は市公式YouTubeチャンネルでも紹介しています。

◀詳しくはこちら

気軽にご相談ください

地域共生課地域づくりグループ
☎712-8518

お話を伺いました



市川市民生委員児童委員協議会会長
松永義昭さん

自宅訪問では、体調や前回訪問した時と変化はないかなどを確認しています。特に、年末年始や台風が近づいている時などは積極的に訪問し注意喚起をしています。また、高齢の方への訪問だけでなく、夕方まで遊んでいる子どもたちに声掛けをして、地域全体を見守っています。民生委員には堅苦しい印象があると思いますが、私たちの役割は特別なことではありません。地域のつなぎ役、聞き役として、力まずに地域の方と触れ合い連携しながら、明るい地域にしていきたいです。

街の相談パートナー

人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、現在本市に18人います。相談を受け、解決に向けて調査・救済活動を行います。「誰か」のことがないをキャッチコピーに、人権尊重について理解を深めてもらえるよう啓発しています。

私たちの活動をご存じですか

人権教室

思いやりの心や生命の尊さを身に付けることを目的として、小学生や園児を対象にした人権教室、中学生を対象にした人権講演会を行っています。



▲令和5年12月に行われた幼稚園での人権教室

人権相談

千葉地方務局市川支局で面接または電話による人権相談に応じています。

また、月に1回、第1庁舎または行徳支所に特設人権相談所を開設し、相談に応じています。

全国中学生人権作文コンテスト

人権問題について作文を書くことによって、豊かな人権感覚を身に付けてほしいという願いで毎年実施しています。優秀な作文を掲載した作品集も発行しています。



▲小学校での人権の花運動

人権の花運動

市立小学校に花の苗を配り、児童のみなさんと擁護委員と一緒に植え付け作業をすることで、生命の尊さや優しさと思いやりの心を身に付けることを目的とした活動です。

気軽にご相談ください

みんなの人権110番 ☎0570-003-110
こどもの人権110番 ☎0120-007-110
女性の人権ホットライン ☎0570-070-810

お話を伺いました



市川人権擁護委員協議会会長
増田進さん

もともと教員をしていて、学校でいじめや学級崩壊があった時に、人権擁護委員に相談をしていた経験もあり、退職した後自分も役に立ちたいと思い引き受けました。主な活動は人権意識を高める啓発活動で、市内の小中学校で授業をしたり、中学校で講演会を行ったりしています。子どもたちから「人権がどんなに大切か分かった」という声をもらえるとやりがいにつながります。人権意識は若いころから培っていくべきであり、さまざまな人が働きかけることが大切だと思っています。

私たちの住んでいる地域には、生活を支えているボランティアの方が多くいます。今号では、民生委員・児童委員、人権擁護委員、保護司、行政相談委員の4つの仕事について紹介します。みなさんも何か悩みがあれば、地域を支えている人に相談してみませんか。

☎ 民生委員・児童委員、保護司については☎712-8518地域共生課
人権擁護委員については☎322-6700多様性社会推進課
行政相談委員については☎712-8529総合市民相談課

寄り添うことから始める立ち直り支援

保護司

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことのないよう、その立ち直りを地域で支える民間ボランティアです。法務大臣からの委嘱を受け、活動しています。なくてはならない大切な役割を担い、全国各地で熱心な取り組みを続けています。

私たちの活動をご存じですか

保護観察

犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束ごとを守るよう指導し、生活上の助言や就労の手助けなどを行います。

矯正施設収容者の生活環境の調整

刑務所や少年院などに収容中の段階から、釈放後の帰宅予定地の調査、引受人との話し合いなどを行い、地域での受け入れ態勢を整えます。

犯罪予防活動

犯罪予防のための啓発、宣伝、地域の関係づくりのための中心的な活動である「社会を明るくする運動」では、作文コンテストや市民のつどいなどさまざまな取り組みを行います。



▲作文コンテストでの朗読

気軽にご相談ください

市川浦安地区保護司会
(更生保護サポートセンター)



☎704-8993

Webサイトでも紹介しています。
詳しくは左記2次元コードで確認してください。

☎ 月～金曜日 午前10時～午後4時
場 いちかわ観光物産インフォメーション4階(八幡2-4-8)

お話を伺いました



市川浦安地区保護司会会長
朝倉忠文さん

知り合いに誘われて社会のために役立つ仕事だと思い、引き受けました。どうしたら犯罪を犯した人が社会に戻っていけるかなど、経験していく中で知識を培っています。とにかく話を聞いてあげることが大切にし、生活面、仕事面などさまざまな面からフォローアップしています。地域との関わりは少ないですが、今後はさらに学校などとも連携を取りながら、子どもの頃から危険意識を芽生えさせ、犯罪を起こさないような社会を作っていきたいです。

市民と行政のパイプ役

行政相談委員

行政相談委員は、ボランティアとして総務大臣から委嘱され、国の行政活動全般に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っています。本市では現在7人が活動しています。

私たちの活動をご存じですか

行政相談

月に2回程度、第1庁舎または行徳支所で国の行政活動全般に関する相談を受けています。



▲第1庁舎での相談の様子

行政相談の広報活動

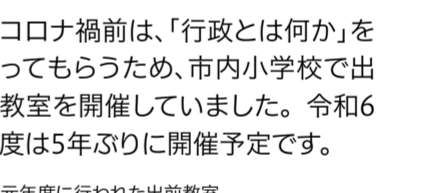
日頃の相談対応に加え、いちかわ市民まつりなどでの広報活動を行っており、現地での行政相談を受けることも多くあります。



▲市民まつりでの広報活動

小学校での出前教室

コロナ禍前は、「行政とは何か」を知ってもらうため、市内小学校で出前教室を開催していました。令和6年度は5年ぶりに開催予定です。



▲令和元年度に行われた出前教室

気軽にご相談ください

総務省千葉行政監視行政相談センター
☎043-244-1100

総合市民相談課
☎712-8529

お話を伺いました



行政相談委員
杉本知則さん

行政書士として働いている中で、受ける相談内容とリンクする点があり、やってみようと思い、行政相談委員になりました。多くの相談を受ける中で、どこに相談してよいか分からない方が多いなど感じています。まずは一つひとつ確認し、窓口の案内などを行い、解決へ一歩ずつ近づいてもらうことが私たちの役割です。今後も行政相談委員の存在を1人でも多くの方に知ってもらえるよう、継続的に活動を行っていきたくと思っています。